

公益社団法人北海道社会福祉士会「スーパービジョンセンター北海道」運営規程  
規程第 35 号

2018 年 1 月 27 日制定

2024 年 10 月 26 日一部改正

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人北海道社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第 4 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 5 号に基づき、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士等の資質向上を図るため、スーパービジョン（以下「SV」という。）に関する事業を行い、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(センターの設置と名称)

第 2 条 本会は、本事業を実施するため公益社団法人北海道社会福祉士会「スーパービジョンセンター北海道」（以下「SVC 北海道」という。）を設置する。

(事務所)

第 3 条 SVC 北海道の事務所は、本会事務所内に置く。

(事業内容)

第 4 条 SVC 北海道は、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) SV に関する調査、研究及び普及活動に関する事業
- (2) スーパーバイザーの登録に関する事業
- (3) SV 契約に関する事業
- (4) スーパーバイザー、スーパーバイジーの支援に関する事業
- (5) その他 SV に関する事業

(組織及び運営)

第 5 条 SVC 北海道にセンター長を置く。センター長は本会会長とし、運営を統括する。

2 本事業を運営するため「SVC 北海道運営委員会（以下「運営委員会」という。）」を置く。また、本事業実施のため必要に応じて部会等を置くことができる。

3 運営委員会の委員（以下、「運営委員」という。）は、次条に定める SVC 北海道会員から選任する。

4 第 3 条に定める事務所においては、SVC 北海道の事務を遂行するために事務局員を置くことができる。

5 SVC 北海道は、次条に定める会員の名簿を作成し、管理を行うものとする。

(SVC 北海道会員の要件)

第6条 SVC 北海道の会員は、本会正会員のうち、認定社会福祉士認証・認定機構が行うスーパーバイザー登録者(以下「スーパーバイザー」という。)とする。

2 スーパーバイザーは、スーパーバイザー登録書(様式第1号)及び、北海道社会福祉士会スーパーバイザープロフィール(様式第2号)により届出を行うものとする。

3 スーパーバイザーは、登録内容に変更が生じたときは、遅滞なく届出るものとする。

4 スーパーバイザーは、登録内容の一部をこの事業の適正な実施に係る関係者に提供することに関して前2項の規定による届出をもって同意したものとみなす。

5 スーパーバイザーは、初回名簿登録時に事務手数料として金3,000円を納入するものとする。

(SVC 北海道会員の責務)

第7条 SVC 北海道会員は、本事業を行うにあたっては、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 社会福祉士の倫理綱領及び行動規範

(2) スーパーバイザーの行動規範

(3) 契約書及び覚書で締結した事項

2 SVC 北海道会員は、SVの実施にあたって資質向上に努めなければならない。

3 SVC 北海道会員は、第1条に規定する目的を達成するため、第4条に定める事業の実施に協力するものとする。

4 SVC 北海道会員は、SVを行っている全ての案件について、SV終了後に SVC 北海道の事務所に速やかに報告書を提出しなければならない。

5 この他 SVC 北海道会員としての責務に関する詳しい事項は、スーパービジョンコーディネート申込書(運営規程様式第3号)又は契約書(運営規程様式第4-1、4-2号)によるものとする。

(運営委員会の職務及び組織)

第8条 運営委員会は、SVC 北海道の企画及び運営を行う。

2 運営委員会は、委員長、担当理事の他、10人以内の委員をもって組織する。

3 運営委員会は、SVC 北海道の事業遂行のため、作業部会を設置することができる。

4 運営委員会は、必要に応じて SVC 北海道会員に対して SV に関する助言、指導を行うことができる。

5 運営委員会は、SVC 北海道会員が行う SV に関する活動への苦情対応の窓口となる。

(運営委員の選任)

第 9 条 運営委員は、センター長が第 6 条に定める SVC 北海道会員の中から選任し、理事会の承認を経て委嘱した委員をもって構成する。

(役員)

第 10 条 センター長の指名により、本会生涯研修委員会担当理事から委員長を 1 名置く。

(委員長の職務)

第 11 条 委員長は、SVC 北海道委員会を代表し、運営委員会を主催する。

(任期)

第 12 条 委員の任期は 2 年とし再任を妨げない。

2 補欠により就任した委員の任期は前任者の在任期間とする。

(運営委員会の開催)

第 13 条 運営委員会は必要に応じて開催する。

2 運営委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させて意見を求めることができる。

(SV 契約)

第 14 条 SV を希望する者（以下「スーパーバイジー」という。）は、スーパービジョンコーディネート申込書（様式第 3 号）により申込みを行うものとする。

2 前項に定める申込みに基づき、SVC 北海道の事務所がスーパーバイジーと連絡調整の上、SVC 北海道会員との調整等を行う。ただし、調整にあたっては、スーパーバイジーの希望を優先するものとし、これにより難しいときは、SVC 北海道会員の状況を踏まえて調整を行うものとする。尚、調整の結果については、スーパービジョン受講に関するマッチング調整結果票（様式第 5-1 号）により通知を行うものとする。

3 前項の規定に基づく調整を経てから契約書を用いて本会、スーパーバイジー及び SVC 北海道会員の 3 者間の契約を締結する。

4 スーパーバイジーは、マッチング調整終了後、速やかに所定の費用を一括して納めるものとする。ただし、これにより難しいときはこの限りではない。

5 スーパーバイジー又は SVC 北海道会員の都合により契約書の一部又は全部を変更又は解約する場合は、SVC 登録者が、SVC 北海道の事務所に報告する。

6 契約期間の途中で契約の解約があった場合、新たにマッチングを要する場合は速やかに新たな契約の締結を行うものとし、それに係る費用及び支払いは、次条のとおりとする。

(SV の費用及び支払い)

第 15 条 前条第 4 項に定める費用は、次のとおりとする。

(1) 本会正会員の場合 金 30,000 円

(2) 本会非会員の場合 金 60,000 円

2 本会は、前項に定める費用から仲介及び事務手数料として 6,000 円を徴収する。

3 SVC 北海道会員に対する報酬は、第 1 項に定める額から前項に定める額を控除した額を契約が終了した時点で一括して支払うものとする。ただし、これにより難しいときはこの限りではない。

4 前項の規定に関わらず当該 SVC 北海道会員が報酬の受取りを辞退した場合には、報酬を支払わないものとし、SVC 北海道の収入に充当する。

(SV の費用の返還)

第 16 条 スーパーバイジーの都合により SV が修了できなかった際は、実施回数相当の費用について SVC 北海道会員へ支払われ、スーパーバイジーへ費用の返還は行わないものとする。

2 SVC 北海道会員の都合により SV が修了できなかった際は、スーパーバイジーへ、第 15 条第 2 項を控除した額を返還する。SVC 北海道会員へは実施回数には関係なく、報酬は支払わない。

3 前項に定めるもののほか契約書の変更及び解約の際は、事情等を考慮し、運営委員会がその対応について協議する。

(SV の実施方法等)

第 17 条 スーパーバイジー及び SVC 北海道会員間における SV は、契約書に定めるとおり実施するものとする。

2 契約書は、当該スーパーバイジー、当該 SVC 北海道会員及び本会にてそれぞれ 1 部ずつ原本を保管するものとする。

(SV 実施に係る実費等)

第 18 条 SV の実施に係る電話等の通信費、会場等の賃借料、当該 SVC 北海道会

員の交通費及びその他の実費については、原則スーパーバイジーが負担することとするが、それぞれの事情等を考慮し、当該 SVC 北海道会員、当該スーパーバイジー双方で協議するものとする。

(委任)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事会において別に定める。

(改廃)

第 20 条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、2018 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 2019 年 4 月までの間における第 8 条から第 13 条までに規定する運営委員会に関する適用については、同条中「運営委員会」を本会組織規則（2013 年規則第 6 号）に定める「生涯研修委員会」とする。

附 則

- 1 この規程は、2024 年 10 月 26 日に改正し、2025 年 7 月 26 日から施行する。